

◆認定第1号 令和5年度（2023年度）箕面市一般会計決算認定の件

認定第1号 「令和5年度（2023年度）箕面市一般会計決算認定の件」について、討論いたします。執行状況を精査したところ、認定には至りませんでしたので、以下、3点の視点から理由を述べます。

1点目は、公の事業の民営化や指定管理者制度による執行状況についてです。

民間保育所整備費補助金、1億5千万円弱の支出は、稲保育所の民営化による改修工事費ですが、稲保育所は、決算年度である2023年4月から民営化によってアートチャイルドケア箕面稲保育園に移管されました。その前年度から引継ぎが行われましたが、決算年度では、引継ぎを受けた保育士らが何人も辞めてしまい、補充のために、各地から保育士をかき集めるというような事態に陥り、現場の混乱を招きました。稲保育所の民営化に向けた当時の議論では、市は全体を見渡すマネージャーを配置しているため、たとえ保育士が人事異動や退職した場合でも、引継ぎ内容はしっかり継承される、などと説明していました。しかし、いざ蓋を開けると、その頼りになるはずのマネージャーさんは退職しており、また引継ぎ期間中に調理担当者も辞めてしまうなどで、現場は保育の質の低下が否めない状況となりました。懸念していたことが、現実となり、看過できません。市はせめて移管先を決定する際には、箕面の保育水準を担保できる事業所を選定すべきでありましたし、保育の質を維持できるよう、体制を整える責任があったと考えます。そのツケは子どもたちや保護者に回ります。民営化が全て悪いとはいえませんが、このような状況をみると、保育という分野での公共の役割をしっかりと果たすためには、数少ない公立保育所は存続させるべきであったと改めて思います。

決算年度では、引継ぎが不十分となっていることについて、市の有効な手立てはなく、今年度もその状況は一段と厳しくなっていると聞いており、市の責任は

重大であると考えます。

また、箕面市立青少年教学の森野外活動センターの指定管理についてですが、教学の森と市の市有地「新稲の森」を一体的に活用するという条件で、(株)アウトドアリビングが指定管理者に指定されました。しかし「教学の森」の収支は2年連続で大幅な赤字を計上し、また「新稲の森」の利用も振るわなかったようで、本来ならば、決算年度の歳入に入るはずであった、新稲の森の賃貸料、月65万円の8カ月分、520万円が未入となりました。自治体の公共施設は、「住民の福祉を増進する目的」をもって住民が利用できるものでなければなりません。しかし指定管理者の提案どおりにリニューアルを行った結果、施設目的には馴染まない高額なレストラン、ロッジや日帰りキャンプなどの利用料の大幅値上げ、ルーフトップ施設への食料の持込禁止など、商業施設化してしまったことにより利用者が激減してしまったと考えます。このような赤字要因については、リニューアル時に議会でも議論させていただきましたが、やはり民間に丸投げ状態で民営化策を図った市の責任は大きいと捉えています。

2点目に、事業の執行に際して、市の市民への説明責任の果たし方や、「市民参画」に対する姿勢についてです。

これまでも度々議論してまいりましたが、箕面今宮線の道路安全対策事業や、阪大跡地活用、サンプラザ1号館の建替えに伴う市の施設など、市民への丁寧な説明や意思形成段階に市民が参画し、決定していくという手法が、不十分である点です。

箕面今宮線の道路拡幅工事については、地域住民の方がたの懸念は、景観だけでなく、大雨災害時の安全対策にも関わる課題が含まれています。各戸にチラシを配ったり、説明するだけでなく、市民が求める説明会を開催するべきであったと考えます。市の方針に反対する住民に対しても、丁寧な対話が大切です。

また、阪大跡地活用については、今でも周辺住民のみなさんからは、「納得していない」という声を聞いています。当初の提案内容が二転三転したこともあり、決算年度に、何度か説明会が開かれましたが、時間制限が設けられたなかで、質

問に対して納得できる説明や回答が得られなかった、決定に至る経緯が不透明に思えた、という声もありました。地域住民の暮らしに大きく関わる施設に関する事なので、透明性を図り、市民の疑問にはしっかり向き合う姿勢が大切であったと考えます。

サンプラザ1号館については、1階から3階部分の、市が保有する予定の床を、どのような施設にするのか、について本来ならば、行政だけで決めるのではなく、市民も意思形成段階において参画し、検討・協議し、決定していくべきだと考えます。時間や手間がかかるかもしれませんが、民主主義のコストとして受け止め、そのことが、施設への愛着を増し、地域の活性化に繋げることができるのではないのでしょうか。

なお、観点が違いますが、サンプラザ1号館の建替えに伴う、箕面市への権利売却による分配金は約12億500万円ですが、この積算根拠については、明らかにされないという不透明さについても、指摘させていただきます。

3点目に、職員の労務管理と評価の在りかたについてです。

人材育成や確保、職員の力を十分に引き出すことができていたか、という観点について、長期病気休職者や退職者、残業の状況をみると、メンタル不調の職員数は改善されておらず、管理監督職が37%もいること。また、同じく管理監督職の退職者も20%を超えている状況でした。今後は、職員アンケートの分析を活かし、職員数の見直しも含めて改善を図ると伺っておりますので、大いに期待したいのですが、決算年度の決算の執行状況としては、改善策は不十分であると指摘させていただきます。

また、債権回収業務に伴う成績加算制度の在りかたについてですが、決算年度においても見直しが為されませんでした。これは、市税や国保料の滞納繰越分について、徴収率に応じて加算金を支給するというもので、上限を設けて、勤勉手当とは別に加算されます。箕面市独自の取組みであり、他の自治体では例がないと聞いております。市税や、国保料の分納などによる滞納の回収は、ストレスを伴う業務であると理解しますが、その評価は勤勉手当として行われるべきであり、

それに加えて、回収業務を「業績評価」して回収率に応じて、物質的対価を支給するという制度は、公務労働の評価の在りかたとして、馴染まないと考えます。

以上、総合的に判断し、今後の行政執行に活かしていただきたい課題提起をこめて、不認定を表明し、討論いたします。